

福井県教育委員会「学校における合理的配慮について」の説明をします。

「障害者の権利に関する条約」、「障害者差別解消法」を受けて、障がいのある児童生徒からの意思表示に基づき、公立学校では、その実施が均衡を失した、または負担が過重でないときには、基礎的環境に応じて合理的配慮（必要かつ合理的な配慮）を提供することが法的義務となりました。

基礎的環境整備とは、法令に基づき、または財政措置により、国や地方公共団体が行う教育環境の整備のことです。また、合理的配慮とは、基礎的環境整備の上に、個々の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定される個別の配慮のことです。

合理的配慮の例を紹介します。

例1。見通しをもちにくい子には、見て分かりやすいスケジュールを活用する。

例2。読むことが苦手な子には、タブレット端末などのICT機器の読み上げ機能を活用する。

例3。集中しづらい子や聞こえにくい子には、座席配置の工夫をする。

例4。文字を判別しづらい子には、見やすいフォントを使用する、または拡大印刷する。

これらの合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて、個別に決定されます。

合理的配慮提供の流れです。

まず、本人・保護者が、状況や目標、希望などについて家庭内で話し合いをします。

そして、各校の相談窓口である特別支援教育コーディネーターや学級担任などに、合理的配慮を受けたい旨の意思の表明をします。

相談を受けた学校では、校内支援委員会で実態や教育的ニーズの把握を行います。

そして、個別のケース会を開きます。個別のケース会には、本人・保護者も参加し、目標や希望を伝えたり、情報を共有したりするとよいでしょう。

ケース会では、合理的配慮の内容や方法の検討・調整をし、合意形成を図っていくことが大切です。

ケース会の内容は、個別の教育支援計画に記載し、本人・保護者や関係教職員などで共有していきます。

ケース会の後、学校では校内教職員の共通理解を図り、合理的配慮の提供に向けて環境整備や準備を行います。

こうして合理的配慮の提供が行われます。

提供後は、家庭内で本人の感想、評価、今後の希望などを話し合います。

合理的配慮の内容や方法は、定期的に個別のケース会を開いて見直しを行います。ケース会では、評価や希望などについて、家庭と学校が情報共有し、合理的配慮の調整・変更を検討していきましょう。

また、必要に応じて、次年度や進路先へ引き継いでいくことも大切です。

最後に、「県立高等学校入学者選抜試験における受験上の配慮申請の流れ」について説明します。

まず、本人・保護者から合理的配慮の内容を中学校に申し出ます。

中学校では、個別のケース会などを通して、その内容や方法の検討、調整を行います。

そして、中学校長を通じて、受験先の高等学校長へ申請・説明を行います。

高等学校長は、実態把握をした上で、受験における合理的配慮の判断や承認を行い、中学校長に伝えます。中学校長は、その結果を本人・保護者に伝え、合理的配慮の提供を受ける場合には、その準備を進めます。

以上のような合理的配慮については、まずは在籍する学校にご相談ください。

これで、「学校における合理的配慮について」の説明を終わります。